

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第15条	第15条(申込み) 1. (略)	第15条(利用条件) 1. (略)	・項目内容を正確に示すよう見出しを修正します。
新設	(新設)	第4節 ブリッジ接続サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます)	・ブリッジ接続サービスの定めを設けます。
新設	(新設)	第17条(利用条件) 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。	・ブリッジ接続サービスの利用条件を定めます。
新設	(新設)	第5節 ローカルルータ接続サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます)	・ローカルルータ接続サービスの定めを設けます。
新設	(新設)	第18条(利用条件) 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。	・ローカルルータ接続サービスの利用条件を定めます。
新設	(新設)	第19条(免責) 1. 本オプションサービスの利用にあたり、利用者は以下の事項につきあらかじめ承諾するものとします。また、以下の事項に起因または関連して利用者または第三者に生じる結果および損害について、当社は損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。 i. 本オプションサービスを利用したピア接続(以下、「ピア接続」といいます)を行うにあたり必要な、ピア接続する相手方アカウントの利用者(以下、ピア接続する相手方アカウントを、「相手方アカウント」といい、その利用者を、「相手方アカウント利用者」といいます)とのリソースIDおよびシークレットキーの交換およびこれらの管理は、利用者自身の責任において行うものであり、当社は一切関知および関与しないこと。 ii. ピア接続を行うことにより、相手方アカウントが、利用者の利用者データにアクセスすることができること。 iii. 相手方アカウントにおけるローカルルータの設定によっては、利用者が意図しないアカウントから、利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。また、利用者におけるローカルルータの設定によっては、相手方アカウント利用者が意図しないアカウントから、相手方アカウント利用者の利用者データにアクセスすることが可能になる場合があること。 iv. 相手方アカウント利用者との間で、本オプションサービスの利用に起因または関連して発生した紛争に関しては、利用者が自らその責任と費用負担において解決すること。 v. 本オプションサービスの利用にあたり必要な、利用者によるサーバのネットワーク設定またはローカルルータの設定は利用者自身の責任において行うものであること。 vi. 相手方アカウントにおける本オプションサービスの契約状況によっては、当該相手方アカウントとのピア接続ができなくなる場合があること。なお、この場合においても利用者が本オプションサービスを解約しない限り、本オプションサービスの利用料が発生すること。	・ローカルルータ接続における利用者の承諾事項および当社の免責について定めます。
附則 第1条	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成29年3月9日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月31日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成29年3月31日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年6月29日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。